

裁判員制度について皆さんと語り合いたい！

裁判員制度は、裁判員と裁判官とが語り合いながら、審理・裁判をする制度です。だからこそ、皆さんと制度について語り合い、お互いの理解を深めたい。その思いから、福岡地方裁判所では参加者との対話を重視した広報活動に取り組んでいます。



【いちご生産者の皆さんと】

いちごの収穫期は忙しいが・・・？

黒木町のJAいちご部会の皆さんと意見交換を行いました。

皆さんから「家族だけでいちごを作っている。収穫期は一人でも抜けると厳しい。」「法律とは無縁。裁判で判断することができるだろうか。」など、率直な疑問や不安の声が続々と寄せられました。裁判所からは、「参加が難しい事情がある場合には、ありのままを裁判所に伝えてください。正当な理由があれば、辞退は認められます。」「皆さんの豊富な経験に基づいた率直な意見や視点を裁判に反映させることが制度の目的です。分かりにくい点は裁判官が丁寧に説明しますので、心配しないで参加してください。」と理解を求めました。皆さんから寄せられたご意見は、参加しやすく負担の少ない制度の運用の実現に活かしていきます。

県内の各支部も、農業、漁業など様々な自営業の皆さんをお訪ねし、ご理解を求めるとともに、参加に当たって支障となる事情などもお伺いしています。

★小倉支部のイベント「コートオープンデー」（毎月1回）★
福岡地裁管内では本庁のほか小倉支部で裁判員制度が実施されます。
小倉支部でも毎月1回、イベントを開催しています。

毎月21日は「裁判員制度トークデー」

毎月21日を裁判員制度トークデーとし、参加者と高地家裁の裁判官がひざを突き合わせて語り合っています。



【トークデーの様子】

検察官や弁護士も交えて

福岡地方裁判所・福岡地方検察庁・福岡県弁護士会の法曹三者で、憲法週間行事などの広報イベントを開催し、国民の皆さんと法曹三者が直接語り合う機会を積み重ねております。



【法曹三者による憲法週間イベント】

福岡高等検察庁のマスコットキャラクター「サイバンインコ」が参加者からの人気を集めました。



憲法週間行事「体感！！裁判員」を開催しました

平成20年5月23日（金）、横浜地方裁判所において、憲法週間行事「体感！！裁判員」を開催し、40人の方に参加していただきました。会場は、陪審法廷として使用された旧庁舎特号法廷の面影を残す101号法廷でした。



【参加者の皆さんに挨拶する裁判官】

当日は、裁判官の挨拶・自己紹介、刑事裁判の基本的なルールの説明に続き、映画「審理」をご覧いただきました。映画「審理」は、東京都内の駅構内で起こった殺人事件を題材として、リアルな裁判手続を描いています。法廷の傍聴席からだけでなく、裁判員席、検察官席や弁護人席から映画をご覧いただいた参加者もいました。映画視聴後、参加者の皆さんには6つのグループに分かれてもらい、別室で、裁判官と一緒に映画の被告人が有罪かどうかなどについて話し合い（評議）をしていただきました。評議では、事件を目撃し



【評議の様子】

た証人の話は信用できるのか、被告人に正当防衛は成立しないのか、被告人が有罪の場合にどのような刑が妥当かといった点について、議論が交わされました。どのグループも、参加者の皆さんが積極的に発言されており、熱気にあふれていました。

評議終了後、再度101号法廷に集まり、各グループの参加者の代表がグループの評議の様子、結論、感想等を発表しました。裁判官からも評議について感想が述べられ、好評のうちに閉会しました。



【評議の結果を発表する参加者】

ここで、参加者の皆さんから寄せられた感想を一部ご紹介します。

「様々な意見や考え方があることが分かりよかった。」、「有意義な話ができ。同じグループの人たちと率直な話し合いができてよかった。」、「想像以上に迷う。自分なりに意見を持っていたが、他の参加者の意見を聴くと、考えが揺れてしまった。」、「勉強になり出席してよかった。」、「たいへん有意義な企画だった。」

このほかにも、貴重なご意見を多数いただきました。ありがとうございました。